

## ロシアに輸出する酒類に関する証明書の発行について

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けて、我が国からロシア連邦（以下「ロシア」という。）へ輸出される一部の都県（福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県及び東京都（以下「指定都県」という。））産の酒類について、我が国の所管当局が発行する証明書の添付が必要となる場合には、国税局で対応しております。

### 1 ロシアが求める証明事項

平成25年4月22日以降にロシアへ輸出する指定都県産の酒類については、以下のいずれかの証明書を添付する必要があります。

- (イ) 平成23年3月11日より前に製造された酒類であること
- (ロ) 指定都県で製造された酒類については、放射性セシウム137がロシアの定める基準を満たしていることについての検査結果報告書を添付していること

(注) ロシアの定める上限値 放射性セシウム137：160Bq/kg

### 2 国税局で証明する事項

国税局においては、酒類業者から酒類に関して申請があった場合に上記1（イ）又は（ロ）の事項について証明書の発行を行います。

### 3 証明書発行のために必要な書類及び提出方法

証明書の発行を申請しようとする方は、「[ロシア向け輸出酒類に関する証明申請書](#)」、「[ロシアへの輸出申請書](#)」及び「[分析試料明細書](#)」（（ロ）の証明の場合のみ）に次の書類を添付し、製造場等の所在地を所轄する国税局酒税課（沖縄県においては、沖縄国税事務所間税課。以下同じ。）へ提出してください。

添付書類
<input type="checkbox"/> 実際に輸出する酒類が、証明した酒類と同一であることが確認できる書類（例：インボイス、パッキングリスト等）
<input type="checkbox"/> 「ロシア向けに輸出する酒類に関する誓約書」
<input type="checkbox"/> その他国税局長が審査に必要として提出を求めた書類

また、平成29年3月19日より輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）を利用して、製造場等の所在地を所轄する国税局酒税課へ電子申請をすることも可能です。データ化した提出書類を添付の上で提出してください。詳細は、国税庁ホームページ「[酒類に関する輸出証明書の『輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）』による電子申請について](#)」をご覧ください。

※1 電子申請の場合には、「ロシア向け輸出酒類に関する証明申請書」への押印は不要です。

※2 電子申請の際に受付可能なデータは、【bmp、csv、doc、docx、gif、htm、html、jpe、jpeg、jpg、jtd、pdf、png、ppt、pptx、rtf、tif、tiff、txt、xls、xlsx、xml】の22形式です。（令和元年6月1日現在）

※3 平成27年9月1日より、国税局が発行する証明書について、偽造防止技術を備えた用紙に変更いたしました。